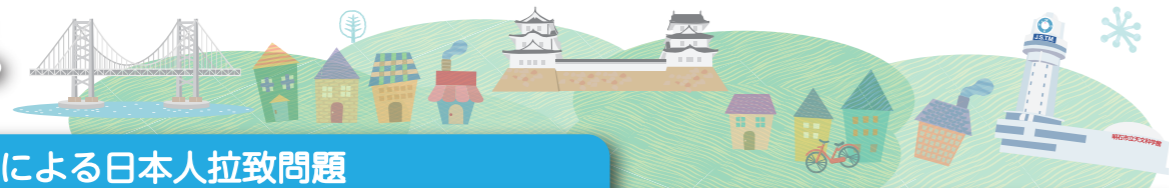




やさしい社会をあかしから

社会の変化によって、これからも新たな人権問題が生まれたり、明らかになったりする可能性があります。さまざまな課題についても考えてみましょう。



北朝鮮による日本人拉致問題

北朝鮮当局による日本人拉致は、日本に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から、政府は拉致問題に関する国内外の理解促進に努めています。毎年12月10日～16日が北朝鮮人権侵害問題啓発週間と定められており、明石市では、この期間を中心に啓発に努めています。また、拉致問題の早期解決と拉致被害者の一刻も早い帰国の実現に向けて、2021年12月市議会でも、「日本人拉致問題の啓発活動を推進する決議」が可決されました。

ネット社会と人権

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、匿名による書き込みが可能なことを悪用して、個人の名誉を傷つけたり、差別的表現を書き込んだりする人権問題が起きています。インターネットを利用する際のルールやマナーについての正しい理解を深めていくことが必要です。

アイヌの人々の人権

アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。2019年4月「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が国会で成立しました。2020年7月、北海道白老の湖畔には、先住民族アイヌの歴史と今を紹介する国立アイヌ民族博物館を含む、アイヌ文化復興・発展のための拠点となるナショナルセンター「ウポポイ（民族共生象徴空間）」が誕生しました。アイヌの人々に対する理解と認識を深める機会が増えています。

HIV感染者やハンセン病患者等の人権

エイズウイルス（HIV）やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解が十分でないため、患者・回復者等が日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシーの侵害等を受ける問題が起きています。新型コロナウイルスやエボラ出血熱等、新たな感染症の発生時に、同じような差別や人権侵害につながらないようにするためにも、正しい知識と理解が必要です。

災害に起因する偏見や差別の問題

東日本大震災では「放射能がうつる」というような風評等によって、被災者に対する差別やいじめ等の人権問題や、安全が確認された生産物が買い控えられるなどの問題がありました。一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。2018年度、明石市は「明石市更生支援及び再犯防止に関する条例」を制定しました。刑を終えて出所した人たちが円滑な社会生活を営むためには、地域社会の理解と協力が必要です。

ホームレスなど生活困窮者の人権

生活困窮者の自立を図るためのさまざまな取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。生活困窮者に対する偏見や差別の解消のため、地域社会の理解と協力が必要です。

犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者とその家族は、犯罪による直接被害にとどまらず、偏見による中傷やプライバシーの侵害等の二次的被害に苦しんでいます。犯罪被害者とその家族の人権に配慮するとともに、関係機関等が行う支援に協力することが必要です。明石市では、2020年4月に、「犯罪被害者等の支援に関する条例」を改正し、全国で初めて特例給付金制度を導入し、犯罪被害者やその家族に寄り添った支援を行っています。

ハラスメントについて

一般的に、相手を不快にさせる嫌がらせ等の行為をさします。パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、最近では顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為、いわゆる「カスタマーハラスメント（カスハラ）」が新たな問題となっています。こうしたハラスメントを発生させないためにも、私たち一人ひとりが、人権感覚を高めていくことが大切です。

ヤングケアラーとその家族への支援

一般には、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護などを日常的に行っている子ども」とされています。負担が重くなると学校生活や進学・就職に影響が出る場合があります。相談や支援の必要性を感じたら以下の相談機関などにご相談ください。

- 福祉サービス（介護・障害・生活困窮などへの支援）を利用してケアの負担を減らしたい時の相談窓口は市内6か所の地域総合支援センターへ（P14、高齢者の欄に記載）
- ヤングケアラー相談ダイヤル TEL 078-926-2525 FAX 078-926-2424
（子どもが自分で相談できる番号です。不安や悩みを聞いてくれます。24時間365日つながります）

ひきこもりの人とその家族への支援

2022年4月「明石市ひきこもり相談センター」（あかし保健所相談支援課内）が設置されました。

「ひきこもり」とは

2025年1月に公表された「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」にて、『社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、さまざまな生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態』と定義されています。

2022年度の内閣府の調査では、15～64歳のひきこもり状態にある人は全国で推計146万人と報告されています。これを明石市の人口に当てはめると、約3,700人がひきこもっていると推計されます。

正しい理解が必要です

ひきこもりは、さまざまな要因から抱えた多くのストレスに対処しようとした結果、こころのエネルギーが低下し、自信を失った時に生じます。エネルギーの回復のために、ひきこもり、こころを休めている状態です。誰でも、どんな家庭にも起こる可能性があり、特別なことではありません。

どう関わればいいのか？

ご本人、ご家族は、ひきこもりへの罪悪感や、周囲からどう思われるのか不安に思い、なかなか相談できずに孤立している人が多く見られます。こころのエネルギーの回復には、長い時間が必要です。まずは、近隣の身近な人がしんどうさに気づき、声を掛け、悩みに耳を傾けてください。誰かとつながることが、元気を取り戻すきっかけとなります。

ひきこもり専門相談ダイヤル：TEL 918-5659
FAX 918-5440

WEB相談 明石市 ひきこもり相談 検索

スマホ・携帯はこちらからも

